



2022年8月24日

各 位

会 社 名 株式会社データホライゾン
代 表 者 名 代表取締役社長 内 海 良 夫
(コード番号：3628 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 内 藤 慎 一 郎
(TEL 082-279-5716)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月24日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を、2022年9月29日開催予定の第42回定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、株主総会資料の電子提供に関する経過措置についての附則を設けるものであります。
- (2)執行役員制度導入に伴い、役付取締役の規定の変更ならびに執行役員および役付執行役員に関する規定を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年9月29日(予定)
定款変更の効力発生日 : 2022年9月29日(予定)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役社長 1 名を、また、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>役付取締役</u>を選定することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 取締役会は、その決議により<u>執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>役付執行役員</u>を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条～第 36 条（条文省略）</p> <p>附則</p> <p><新設></p>	<p>第 29 条～第 37 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）第 2 条</p> <p>2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上